

ニッコー小規模浄化槽（高度処理型）

取 扱 説 明 書

MBN型

- このたびはニッコー浄化槽をお買い上げいただきましてありがとうございました。この説明書をよくお読みいただき、正しくご利用ください。お読みになった後、いつでも利用できるように保証書と共に大切に保管してください。

—目 次—

1. 警告表示・安全上の注意……………1
2. 小規模合併処理浄化槽のしくみ……………2
3. ご使用になる前の確認事項……………3
4. ご使用の際の留意点事項……………5
5. 警報装置が作動した場合には……………5
6. 保守点検（維持管理）とは……………6
7. 清掃とは……………6
8. 異常が発生した場合には……………7

▲ 注意取扱説明書本文に出てくる警告、注意表示の部分は、浄化槽をご利用になる前に必ずお読みになり、十分にご理解ください。

いつでもご利用できるように保証書と共に大切に保管してください。



ニッコー株式会社

1. 警告表示・安全上の注意

本書で使われているマークには次のような意味があります。

⚠ 警告…取扱いを誤った場合に、使用者が死亡又は重傷を負う可能性が想定されます。

⚠ 注意…取扱いを誤った場合に、使用者が傷害を負う危険及び物的損害の発生が想定されます。

安全に使用するための注意事項

⚠ 警告 1) 消毒剤による発火・爆発、有毒ガス事故防止

- ① 消毒剤は強力な酸化剤です。消毒剤の取扱説明書に従ってください。
- ② 消毒剤には、塩素系の無機・有機の2種類があります。これらを一緒に薬剤筒に入れないでください。

これらの注意を怠ると、発火・爆発、有毒ガスを生ずるおそれがあります。

(消毒剤の充填は保守点検業者が行います。もしないことがわかった場合は、保守点検業者へご連絡ください)

⚠ 警告 2) 感電・発火事故防止

- ① ブロワのカバー・警報機（または制御盤）の扉は、開けないでください。
- ② ブロワの近く（約50cm以内）には、ものを置かないでください。
- ③ 電源コードの上には、ものを置かないでください。
- ④ 電源プラグは、ほこりが付着していないか1年に1回以上確認し、掃除してください。
- ⑤ ブロワ・ポンプ・制御盤等の電気機器が故障した場合は、保守点検業者または、専門の工事業者へ連絡し、修理してください。

これらの注意を怠ると、感電・発火の生ずるおそれがあります。

⚠ 注意 3) マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止

- ① マンホール・点検口などの蓋は、必ず閉めてください。また、ロック機構のあるものは、必ずロックしてください。
- ② マンホール・点検口などのひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに取り替えてください。（保守点検業者または、専門の工事業者へご連絡ください）
- ③ マンホール・点検口などの蓋は、お子様に触らせないでください。

これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずるおそれがあります。

⚠ 注意 4) 荷重による器物破損・傷害事故防止

通常の埋設工事を行った浄化槽の上には、車などの重量物をのせないでください。車などがのる場合には、特殊工事が必要になりますので、専門の工事業者にご相談ください。

これらの注意を怠ると、器物破損・傷害の生ずるおそれがあります。

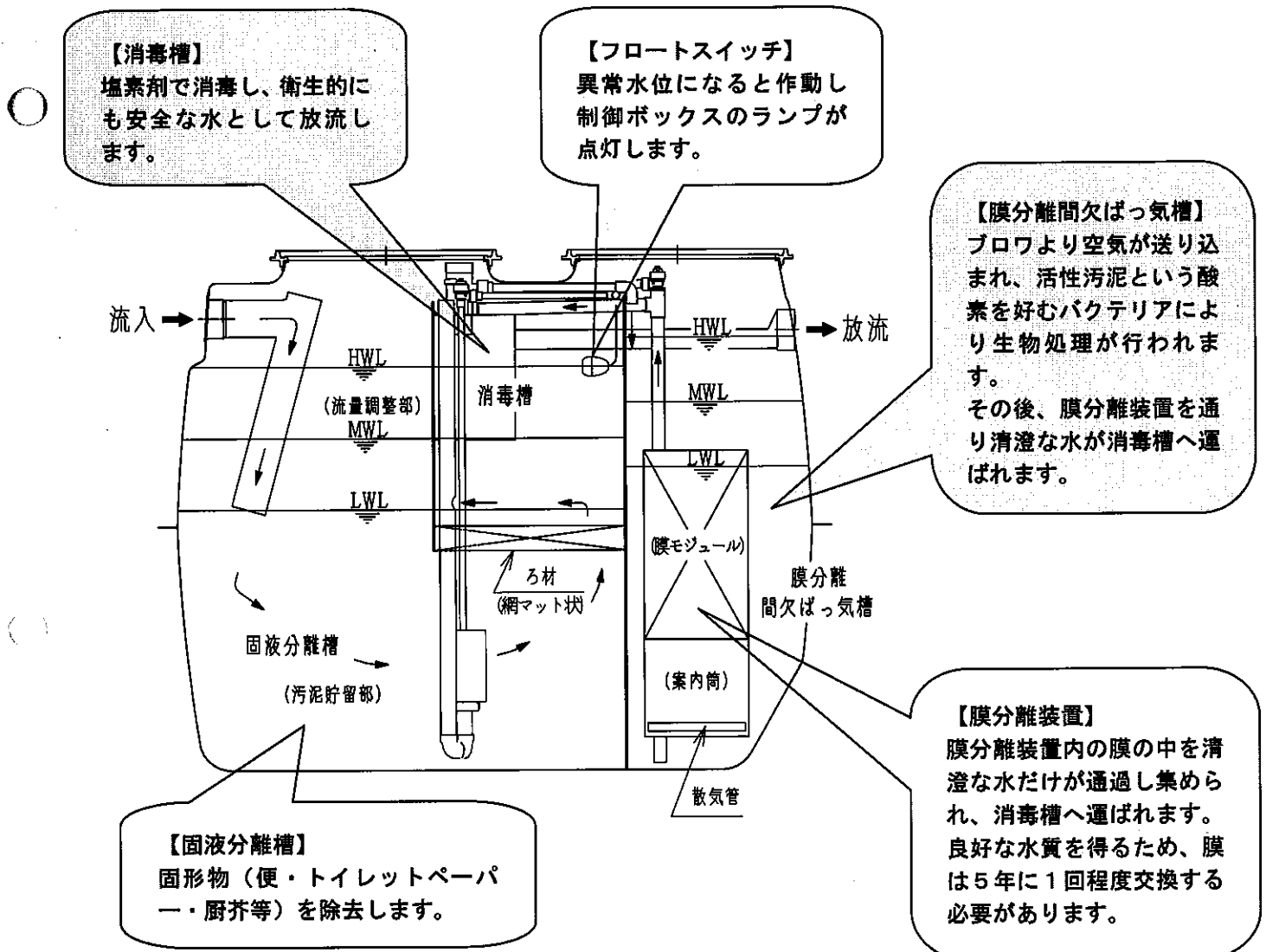
2. 小規模浄化槽のしくみ

小規模浄化槽は、トイレと生活排水（風呂、台所、洗面所）に含まれる汚物を取り除き、きれいな水にして放流するための装置です。

浄化槽に流入した汚水は、最初に固液分離槽に流入し、固形物（便・トイレットペーパー・厨芥等）が除去されます。次に膜分離間欠ばっ気槽に流入し、活性汚泥という酸素を好むバクテリアにより生物処理が行われます。最後に膜分離装置で分離された清澄な水が消毒槽内で消毒され放流されます。

処理方式

重力ろ過式膜分離型活性汚泥方式



■使用ブロウの消費電力

この浄化槽では空気を送り込むブロウを使用しているため、下記の消費電力がかかります。

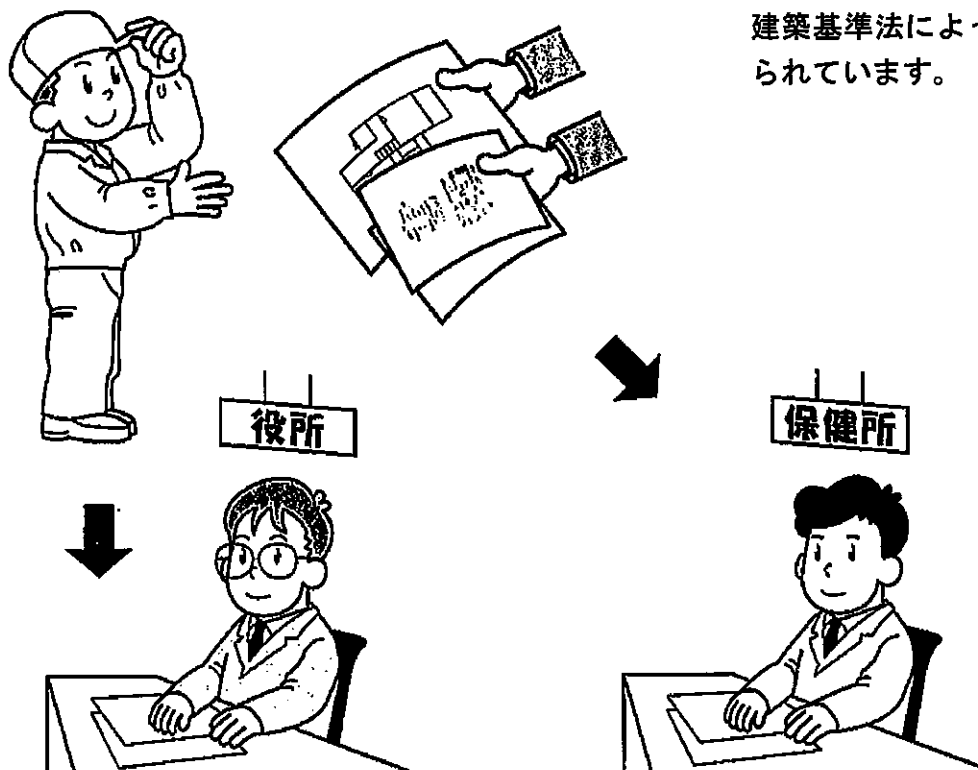
機種	MBN-5	MBN-7	MBN-10
消費電力 (kWh/月) (50Hz/60Hz)	71~77/80~83	74~94/85~98	109~131/131

3. ご使用になる前の確認事項

① 設置申請届はお済みになりましたか

浄化槽設置に必要な書類手続きを必ずご確認ください。

この手続きは、浄化槽法・建築基準法によって義務付けられています。



●新築の場合：

建築確認申請の際に、建築図面・見取図・浄化槽構造図等、必要な書類を役所の建築主事に提出することになっています。

●トイレ改造(水洗化)の場合：

設置届を最寄りの保健所に提出することになっています。

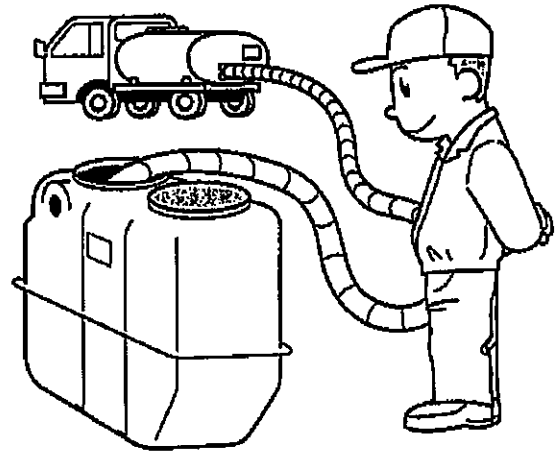
これらの手続きは、ほとんどの場合施工する工事店が代行していますからお問い合わせください。

② 保守点検契約はお済みになりましたか

維持管理は都道府県に登録されている保守点検業者に、清掃は市町村長の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

浄化槽の正常な働きを維持するため、法律によって定期的に保守点検（維持管理）及び清掃をすることが義務付けられています。

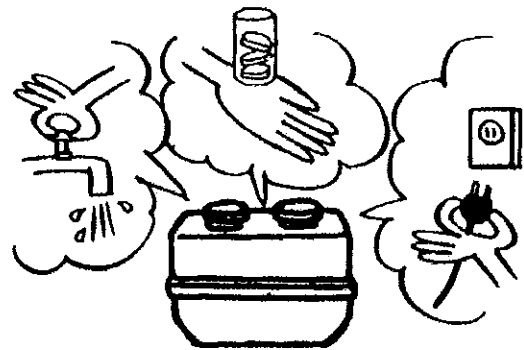
契約がお済みでない場合は、お買い上げ店または弊社営業所へご連絡ください。保守点検業者をご紹介します。保守点検及び清掃に関してはP.6を参照ください。



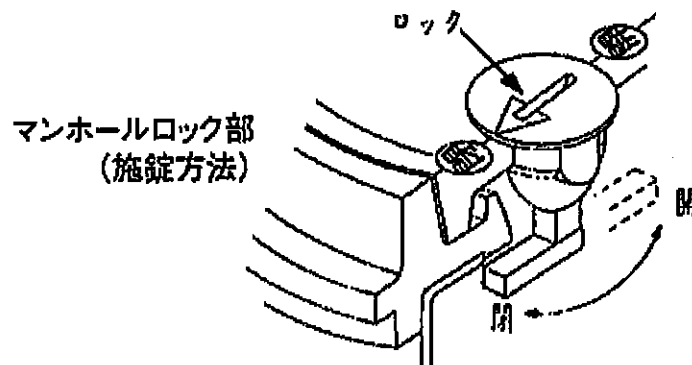
○ 浄化槽使用開始後3～8ヶ月の時期に公的機関による水質検査を受けることになっています。（浄化槽法第7条）また、年1回の公的機関による水質検査を受けることになっています。（浄化槽法第11条）

③ 施工業者の方に次の事項をご確認ください

- 浄化槽内に水が張ってあるか。
- 消毒剤が入っているかどうか。
- ブロワの電源が入っているか。



⚠ 注意…もし、お客様ご自身でご確認いただく場合は、本書P.1記載の「安全上の注意」の内容に従い十分にご注意頂き、作業の終わりにマンホール・点検口などのふたは、必ずロックしてください。



4. ご使用の際の留意事項

浄化槽は使用方法が間違っていると、所定の性能が得られなくなります。浄化槽の機能を正常に維持するため、環境省令で定められている、下記の事項を遵守するようお願いいたします。

- ①台所の調理くずなどは三角コーナー等で取り除き、流さないでください。
- ②使用済みの油類は、凝固剤で固まらせて可燃物ゴミとして処分するか、紙等で拭き取るようにして、流さないでください。

油が浄化槽内に入ると、浄化機能、膜ろ過機能が低下します。

- ③お風呂の残り湯は、洗濯などにできるだけ利用してください。
- ④漂白剤や石鹼、洗剤は適正量の使用としてください。

多量に使用すると、浄化槽内の微生物が死滅し、浄化機能が低下します。

- ⑤不溶性のティッシュペーパーや生理用品等は流さないでください。
- ⑥制御ボックス、ブロワ、ポンプなどの電源は切らないでください。

ブロワの電源を切ると、浄化槽内の微生物が死滅し、浄化機能が低下します。

- ⑦通気口やブロワの空気とり入口をふさがないでください。
- ⑧異臭があったり故障を発見したときは、維持管理業者に連絡してください。
- ⑨10日間以上、ご家族が不在(転居、家屋売却等で)となる場合は、保守点検業者にあらかじめご相談ください。

※その他ご不明の点がありましたら、弊社窓口までお問い合わせください。

弊社へのご相談・お問い合わせにつきましては、P.8に掲載のお問い合わせ窓口か、最寄りの営業所までご連絡願います。

5. 警報装置が作動した場合には

この浄化槽では、異常水位になると制御ボックスのランプが点灯します。

警報が作動した場合には、早急に以下を行ってください。

- ① 保守点検業者に連絡し、警報が作動していることを伝えてください。
- ② ブロワが作動していることを確認してください。
- ③ 家の中で水道の閉め忘れがないか確認してください。

6. 保守点検(維持管理)とは

浄化槽は生きています。槽内のバクテリアの活動により休みなく浄化作用が行われています。

したがって、浄化槽の正常な機能を維持し、適正な水質を確保するため、定期的に保守点検(人間で例えれば健康診断)を行い、異常の早期発見と適切な清掃・修理(治療)を行わねばなりません。これらの作業が維持管理です。

保守点検が不十分ですと、次第に浄化機能が低下し、水質悪化等の原因ともなります。

■保守点検(維持管理)の業務内容

該当箇所	内 容
浄化槽本体	1. 運転状態の点検、調整
	2. 汚泥の調整、抜取り時期の判断
	3. 消毒剤の補充
	4. 異物やスカムの除去
	5. 防虫、防臭等の措置
ブ ロ ヲ	1. エア圧力、送気状態の点検
	2. ピストン、ダイヤフラム等の点検・交換
	3. エアクリーナの点検と清掃、交換
	4. その他、各部の点検

●下記の部品の定期交換を行います。

部品名	交換頻度(目安)
膜モジュール	5年に1回
ブロワフィルター	1年に1回
ブロワのダイヤフラム	2年に1回

※保守点検業者が実費にて交換させていただきます。

●保守点検費用、定期交換部品の費用はお住まいの地域によって異なります。契約の際に保守点検業者にお問い合わせください。なお、水質検査費は別料金となります。

■維持管理の回数

保守点検頻度は、3ヶ月に1回以上行うことになっています。

7. 清掃とは

浄化槽は使用するにしたがって、スカムや汚泥が蓄積されていきます。このスカムや汚泥がたまりすぎると、浄化槽の機能に支障をきたし、十分な処理がされなかったり、悪臭を発生する原因になったりします。このような状態にならないために、スカムや汚泥をバキューム車で引き抜き、浄化槽内の装置や機械類を洗ったり、掃除することが必要となります。

このような作業を清掃といいます。

■清掃の回数

1年に1回以上清掃を行うことになっています。

●清掃時期は、使用条件・実使用人員・トイレトペーパーの使用量等により異なりますので、保守点検業者の判断により前回清掃から1年に満たない場合もあります。

●清掃費用はお住まいの地域によって異なります。契約の際に保守点検業者または清掃業者にお問い合わせください。

8. 異常が発生した場合には

① 異常が発生した場合の連絡先

ご使用中に万一次のような異常が発生した場合はご契約の保守点検業者にご相談ください。

- ブロワが長時間停止したとき
- 異常音が発生しているとき
- 臭気がひどいとき
- 泡が異常に発生したとき
- 消毒剤がなくなったとき
- 冠水したとき
- 警報が作動したとき
- その他異常が認められたとき



② 保証について

製品の保証については別途発行の保証書に基づき行います。なお、保証期間中でも場合によって有償となる場合があります。保証書は必ずご一読ください。

③ 部品の保有期間

部品の最低保有年限は生産終了後7年です。この期間を過ぎますと部品の供給が不可能となり、一括交換となる場合もございます。詳細につきましては弊社お問い合わせ窓口か最寄りの営業所までご連絡願います。



ニッコー浄化槽保証書

※型式名	MBN-型		
保証期間	対象部分	期間(使用開始日より)	
	駆動部	1ヵ年	
	槽本体	3ヵ年	
	但し、ダイヤフラム、オイル等の消耗品は除く。		
※据付日	平成	年	月 日
※使用開始日	平成	年	月 日
※お客様	ご住所		
	お名前		
	電話 ()		
※維持管理店 販売・工事店	住所・店名		
	電話 ()		

本書は、本書記載内容で無料修理を行うことをお約束するものです。使用開始日から左記期間中故障が発生した場合は、お買い上げの販売・工事店または維持管理店に修理をご依頼ください。

※印欄に記入のない場合は無効となりますので必ずご確認ください。



ニッコー株式会社

〒361-8585 住所 埼玉県行田市藤原町1-21-1

電話 (048) 554-3131

〈無料修理規定〉

1. 取扱説明書、ラベル等の注意書きに従って正常な仕様状態で故障した場合には、お買い上げの販売・工事店または維持管理店が無料修理いたします。
2. 保証期間内に故障して無料修理をお受けになる場合は、お買い上げの販売・工事店または維持管理店にご依頼ください。この商品は出張修理いたしますのでその際には本書をご提示ください。
なお、離島および離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合は、出張に要する実費を申し受けます。
3. ご転居の場合には、保証書の書き替えがありますので事前にお買い上げの販売・工事店または維持管理店にご相談ください。
4. 本書に記入してあるお買い上げの販売・工事店または維持管理店に修理をご依頼になれない場合には、説明書をご覧のうえお近くの窓口へご相談ください。
5. 保証期間内でも次の場合には有料修理になります。
(イ) 使用上の誤りによる故障または損傷
(ロ) 適切な維持管理をしていないとき
(ハ) 不適当な改造や修理による故障または損傷
- (ニ) 据付台の取付場所の移動等による故障または損傷
(ホ) 重量車輛の通行振動による故障または損傷
(ヘ) 火災、地震、水害、落雷、雪害、その他天災地変による故障または損傷
(ト) 本書のご提示のない場合
6. 本書は日本国内においてのみ有効です。
7. 本書は再発行しませんので紛失しないよう大切に保存してください。
8. その他のご注意事項
(イ) 浄化槽は「浄化槽法」によりお客様は定期的に保守点検、清掃、水質検査を行うことを義務付けられております。これらの費用は保証期間内でも別途お客様のご負担となります。
(ロ) 浄化槽を設置される場合は「建築基準法」または「浄化槽法」に基づき、市町村（建築指導課）や保健所への届出が必要です。

修理メモ

●この保証書は、本書に明示した期間、条件のもとにおいて無料修理をお約束するものです。したがってこの保証書によって、お客様の法律上の権利を制限するものではありませんので保証期間経過後の修理等につきご不明の場合は、お買い上げの販売・工事店、維持管理店または説明書をご覧のうえお近くの当社相談窓口にお問い合わせください。